

令和4年10月吉日

お客さま各位

香川県信用組合

代金取立手数料の改定について

平素は、香川県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当組合では、令和4年11月に電子交換所が設立されることに伴い、手形並びに小切手の交換方法が変更となる事から、下記のとおり、代金取立手数料を改定させていただきます。

何卒、ご理解いただき、今後とも、より一層のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

代金取立手数料改定日【令和4年11月1日（火）預り分より】

現 状				改定後		
(消費税込)				(消費税込)		
割引手形・担保商業手形		220				
本支店間（割引手形除く）		無料				
高松手形交換所内	普通扱い	組合員	110	電子交換	組合員	440
		非組合員	220		非組合員	660
	至急扱い	組合員	330	個別取立※		1,100
		非組合員	550			
上記以外の手形交換所間	普通扱い	660				
	至急扱い	880				

※個別取立とは、電子交換所不参加金融機関への取立の場合など、郵送で取立を行なうものです。